

岐阜県公報

号 外 (12) 令和 七 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課) 一

○飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則の一部を改正する規則 (県産品流通支援課) 一

人事委員会規則

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 二

訓 令 甲

○岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課) 四

○岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令 (県民生活課) 四

規 則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第三十八号

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消費生活条例施行規則(昭和五十年岐阜県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第三項第一号並びに第二十九条第一項及び第二項第一号中「環境生活部県民生活課」を「環境エネルギー生活部県民生活課」に改める。

第三十一条第二項第一号中「環境生活部長」を「環境エネルギー生活部長」に、「環境生活部次長」を「環境エネルギー生活部次長」に改め、同項第二号中「環境生活部県民生活課」を「環境エネルギー生活部県民生活課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第三十九号

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則の一部を改正する規則 飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則（平成二十五年岐阜県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。 第七条中「観光国際部観光資源活用課」を「商工労働部県産品流通支援課」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。		人事委員会規則		職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年四月一日 岐阜県人事委員会 委員長 栗 山 知		岐阜県人事委員会規則第八号 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。 別表行政職の表知事の項本庁次長の欄、本庁課長の欄及び課長補佐の欄を次のように改める。		次長 副局長 出納事務局長 岐阜地域総括監 岐阜地域危機管理監 ねんりんピック推進事務局長 土木技監 参事 県事務所長 本庁課長 総務事務センター長 岐阜地域環境室長 岐阜地域産業労働室長 本庁課内室長 管理調整監 企画監等 ねんりんピック推進事務局次長 管理監 課長補佐 技術課長補佐 係長 副検査監 現地機関の課長 出張所長 消防学校教頭 国際たくみアカデミー科長 障がい者職業能力開発校	
地域危機管理監 職員研修所長 県税事務所長 東京事務所長 希望が丘こども医療福祉センター副所長 情報科学芸術大学院大学事務局長 岐阜関ヶ原古戦場記念館副館長 美術館副館長（総務部長を兼ねるものに限る。） 現代陶芸美術館副館長 図書館副館長 博物館副館長 農林事務所長（岐阜農林事務所長、西濃農林事務所長、可茂農林事務所長、恵那農林事務所長及び飛騨農林事務所長に限る。） 農業大学校長 ぎふ木遊館長 土木事務所長（大垣土木事務所長、可茂土木事務所長、多治見土木事務所長及び高山土木事務所長に限る。） 東部広域水道事務所長 労働委員会事務局長		主幹 現地機関（犀川管理事務所を除く。）の長 現地機関の課長（身体障害者更生相談所相談判定課長、知的障害者更生相談所相談判定課長、発達障害者支援センター発達障害支援課長、中央子ども相談センター家庭支援第二課長、地域連携課長及び保護課長、中濃子ども相談センター家庭支援課長、東濃子ども相談センター家庭支援課長、わかあゆ学園自立支援課長、国際たくみアカデミー課長、木工芸術スクール課長、文化財保護センター調査課長、農業大学校務課長、長良川上流河川開発工事事務所工務課長、宮川上流河川開発工事事務所工務課長、流域浄水事務所建設課長及び維持管理課長並びに東部広域水道事務所工務管理課長を除く。） 県事務所副所長 地域連携監 中濃県事務所郡上支所長 飛騨県事務所下呂支所長 県税事務所副所長 岐阜県税事務所連携調整監 東京事務所移住定住推進監 東京事務所企業誘致監 保健所副所長		科長 障がい者職業能力開発校訓練部次長 病害虫防除所飛騨支所長 犀川管理事務所長					

希望が丘こども医療福祉センター事務局長
希望が丘こども医療福祉センター室長
中央子ども相談センター副所長
国際たくみアカデミー部長
障がい者総合就労支援センター副所長
障がい者総合就労支援センター部長
障がい者職業能力開発校副校長
障がい者職業能力開発校部長
産業技術総合センター副所長
旅券センター副所長
美術館副館長
美術館部長
現代陶芸美術館部長
博物館部長
農林事務所副所長
農林事務所技術連携調整監
農業大学校副校長
中央家畜保健衛生所副所長
土木事務所副所長
土木事務所指導検査監
土木事務所道路調整監
土木事務所技術連携調整監
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所副所長
東部広域水道事務所副所長
東部広域水道事務所場長

担当主幹
労働委員会事務局課長

別表行政職の表教育委員会の項本庁課長の欄中「学校事務主幹」を「学校事務主幹 国際園芸アカデ

ミー総務課長」に、「森林総合教育センター長」を「森林文化アカデミー森林総合教育

センター長」に改め、同表備考第一号中「本表中」の下に「企画監等」とは、岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）第二十六条第一項の表職の欄に掲げる職（副検査監を除く。）をいい、を加え、「岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）」を「同規則」に改め、「いい、地方機関」とは、岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）第二条第二号に規定する地方機関（知事の補助機関であるもの（情報科学芸術大学院大学を除く。）に限る。）を削る。

別表研究職の表知事の項主任専門研究員の欄中「試験研究機関の部長」を「試験研究

機関の部長
機関の支所長」に改める。

別表医療職（一）の表知事の項次長の欄中「恵那保健所長」を「飛騨保健所長」に改め、

同項主任医長の欄中「主任医長」を「本庁課長」に改め、「医療機関の室長」及び「保健所（保健所の事務所を除く。）課長」を削り、「希望が丘こども医療福祉センター児童発達支援センター長」を「希望が丘こども医療福祉センター児童発達支援センター所長」に改め、同項医長の欄中「医療機関の副室長」を削る。

別表医療職（二）の表知事の項部長の欄中「管理監」を「家畜防疫対策監」に改め、「保健所の事務所を除く。」を削り、「中央食肉衛生検査所食肉検査監」を「中央食肉衛生検査所食肉検査課長」に、「保健衛生課長」を「中濃家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所に限る。）保健衛生課長」に改め、同項副部長の欄中「副技師長」を削り、同項

「管理監
保健所副所長」

「中央食肉衛生
飛騨食肉衛生

技術主査の欄中「教務主任」の下に「(衛生専門学校歯科技工学科の教務主任を除く。)」を加え、同項主任技師の欄中「主任技師」を「主任技師 教務主任」に改め、同項技師の欄中「技師相当職」を削る。

別表医療職(三)の表中

「

上席看護師長

」

看護師長

を

「

技術課長補佐

」

技術

主査」に改め、同表知事の項看護部長の欄中「希望が丘こども医療福祉センター課長」、「精神保健福祉センター所長」及び「発達障害者支援センター所長」を削り、同項上席看護師長の欄中「保健所の事務所課長」及び「上席看護師長」を削り、同項看護師長の欄中「看護師長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員服務規程(昭和三十年岐阜県訓令甲第五十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号注を次のように改める。

注 用紙の大きさは、縦8.5センチメートル、横5.4センチメートルとする。

別記様式第十号中「職 名」を「職 名 及び「わたくし」を「私」及び職員番号」

「

退職に引き続き 公務員として就 職する場合

」

「

退職に引き続き 公務員として就 職する場合 (注2)

」

のように改める。

注1 氏名は、本人の自署によること。

注2 退職手当の通算に関する規定の有無を確認するため、退職に引き続き公務員として就職する場合は記入すること。

別記様式第十一号中「職 名」を「職 名 及び「わたくし」を「私」に改める。
職員番号」

附 則

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に交付されているこの訓令による改正前の別記様式第二号による職員証は、この訓令による改正後の別記様式第二号による職員証とみなす。

岐阜県訓令甲第十三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程(昭和四十九年岐阜県訓令甲第三号)の一

部を次のように改正する。

第八条中「環境生活部県民生活課」を「環境エネルギー生活部県民生活課」に改める。

別表第二中 「清流の国推進部清流の国づくり政策課長」を 「総合企画部総合政策課長
清流の国推進部市町村課長」を 「総合企画部市町村課長」

に、 「環境生活部県民生活課長」を 「環境エネルギー生活部県民生活課長」に、 「商工
環境生活部統計課長」を 「環境エネルギー生活部統計課長」

労働部商工・エネルギー政策課長」を「商工労働部商工労働政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社